

第12節 食料、飲料水及び生活物資の確保

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 建設部 消防本部 水道事業所	東北農政局 宮城県 関係団体

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は発災直後から被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。

第2 市民等のとるべき措置

- 1 市民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰等）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーター等）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。
- 2 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら食料、飲料水の備蓄に努める。
- 3 市は、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取組むよう、広報紙、パンフレット等により啓発に努める。
- 4 市は大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、計画的に必要なとされる食料の備蓄に努める。備蓄にあたっては、避難所を勘案した現物による分散備蓄や流通備蓄について配慮する。

第3 食料及び生活物資の確保

1 食料の確保

- (1) 市は、被害想定などを参考にしながら、最小限の非常食の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。また、非常食の備蓄を補完するため、みやぎ生協、スーパーなどとあらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。
- (2) 市は、緊急時において食料等が必要となった場合は、県及び東北農政局に対して食料等の供給を要請する。

2 生活物資の確保

市は、県が公表した第三次被害想定調査結果（平成16年3月）などを参考にしながら最小限の生活物資の備蓄に努める。

また、応急生活物資を供給するため、みやぎ生協、スーパーなどとあらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。

第4 飲料水の確保

1 飲料水及び応急給水資機材等の確保

(1) 市は、初期応急飲料水用給水源として、防災拠点施設となる各総合支所を中心に、飲料水兼用耐震防火水槽（100t級）の整備を促進する。

なお、この施設はその後の給水車等による応急給水の一括受入れ施設となるよう必要な付帯設備の整備を行う。

(2) 市は、被害想定などを参考にしながら、計画的に飲料水の備蓄に努めるほか、迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

(3) 市は、配水池等に緊急遮断弁等を設置して「応急給水源」としての確保を図るよう整備する。

なお「応急給水源」として確保すべき配水池等の選定は、地域的バランス、応急給水方法等を考慮して行う。

(4) 市は、応急給水活動が円滑に行えるよう、給水車、給水タンク、ポリタンク、可搬型貯水タンク、可搬型発電機・エンジンポンプ、仮設給水栓等給水用資機材の整備・強化を図る。

(5) 普段飲料用に使用されている個人の井戸等を対象として、災害時における井戸水供給協力の要請、指定・保持に努める。

(6) 市は、災害発生時における対応マニュアルを作成する。

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 非常時出動体制 | <input type="checkbox"/> 応急給水 | <input type="checkbox"/> 水道施設応急復旧 |
| <input type="checkbox"/> 応援・支援受入れ | <input type="checkbox"/> 災害記録 | <input type="checkbox"/> 広報 |
| | | <input type="checkbox"/> 応援出動 |

2 相互応援・協力体制の整備

(1) 市は、災害発生後の応急給水及び水道施設の迅速かつ効果的な復旧を行い、供給の段階的拡大を図るため、日本水道協会宮城県支部との相互応援・協力体制の確立に努める。

(2) 市は、市指定水道工事業者、その他関連組織・関連業者と災害時における協力に関する要項を作成し、応急給水及び応急復旧活動を円滑に行う体制を確立する。

(3) 市は、災害時における、効果的な応急給水用飲料水と消防水利の確保を図るための連携のあり方について、総務部、水道事業所、消防本部で検討する。

第13節 ボランティアの受入れ

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部	東北地方整備局 宮城県 日本赤十字社宮城県支部（登米市地区） 登米市社会福祉協議会 ボランティア関係団体

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

先の阪神・淡路大震災や新潟中越地震など、近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たしている。このため、ボランティアの民間団体等は、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、市及び防災関係機関は、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、市と民間団体等との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2 災害ボランティアの定義と役割

1 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また、行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。

2 災害ボランティアの役割

災害ボランティアは、職能によって医師や看護師、通訳など専門的な技術や知識を活用する専門職ボランティアと避難所の運営、炊出し等の生活支援を行う、一般ボランティアに区分される。

災害ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

生活支援に関する業務	専門的な知識を要する業務
① 避難所の運営	① 救護所等での医療、看護、保健予防
② 炊出し、食料等の配布	② 被災宅地の危険度判定
③ 救援物資等の仕分け、輸送	③ 外国人のための通訳
④ 高齢者、障害者等の介護補助	④ 被災者へのメンタルヘルスケア
⑤ 清掃活動	⑤ 高齢者、障害者等への介護
⑥ その他被災地での軽作業	⑥ アマチュア無線等を利用した情報通信事務
	⑦ 公共土木施設の調査等
	⑧ その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 災害ボランティアの受入れ体制

1 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。また、災害時における各種救援・援助を迅速に行うため、関係機関・団体が相互に協力することを目的として、平成8年12月、各種団体、学校、企業、社会福祉法人、社会福祉協議会、個人等が参加して、NPO 法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが設立されている。

本市における災害発生時の一般ボランティアの受入れは、登米市社会福祉協議会が中心となって担うものとし、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、NPO 法人みやぎ災害救援ボランティアセンターなど関係団体等の協力を得ながら、次のような準備、取組を行う。

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生したらボランティアがすぐに活動ができるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

(2) ボランティア受入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所及び責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受・発信ルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO、ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

□ 災害ボランティアセンターに係る関係機関の役割（平常時）

機 関 名	役 割
市社会福祉協議会	① 要援護者のニーズの把握 ② 要援護者への災害時の支援計画の策定 ③ 行政・防災関係機関との連携強化 ④ 地域住民に対する災害ボランティア研修の実施 ⑤ 社会福祉施設・日赤分区との連携強化 ⑥ 市災害ボランティアセンター立ち上げの準備（場所の確保、役割分担、資機材リストアップと調達方法の確認、受入れ手順確認、書式の作成等）及び訓練の実施 ⑦ 災害ボランティアコーディネーター養成講座への参加 ⑧ 災害ボランティアセンター運営研修会への参加
市（市民生活部）	① 市災害ボランティアセンターの立ち上げ準備及び平常時の取組みに対する支援 ② 災害ボランティアの受入れ体制と活動体制の整備に関する調整と支援

2 市の支援

市は、一般ボランティアの受入れ体制づくりについて、登米市社会福祉協議会、NPO 法人みやぎ災害救援ボランティアセンターと協働するとともに、必要な調整、支援を行う。

なお、大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関し、県及び市、市社会福祉協議会との間で、「大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」を交わしている。

第14節 災害時要援護者・外国人対策

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 産業経済部 建設部	宮城県 登米市社会福祉協議会 社会福祉施設 介護老人保健施設

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

大規模な災害時には、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、介護を必要とする高齢者、障害者、保護を必要とする児童等（以下「災害時要援護者」という。）、また、市内に在住する外国人、あるいは旅行客等も被災することが考えられ、その場合、一般市民より危険が予想される。さらに、避難後の生活にも精神的、身体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、市はその対策について整備する。

第2 高齢者・障害者等への対策

災害時要援護者に関し、身体機能などを考慮しながら、平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、市は、「災害時要援護者支援マニュアル」を策定するとともに、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の協力を得ながら、災害時要援護者の災害予防に万全を期す。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

(1) 防災点検及び防災資機材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、防災資機材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備する。

(2) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対して避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し、避難誘導方法を確立する。

2 在宅の災害時要援護者の災害予防対策

(1) 災害時要援護者の把握

市は、民生委員や行政区長、登米市社会福祉協議会等の関係機関と連携・協力し、在宅の災害時要援護者を的確に把握しておく。

(2) 緊急通報システムの活用

既に整備済みである一人暮らし高齢者や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら、協力員（ボランティア等）や地域福祉のネットワークづくりを進める。

(3) 社会福祉施設等のうち、要援護者施設等については避難準備情報が発令された場合に迅速に避難行動がとれるよう時系列的なマニュアルを整備する。

※「要援護施設の」の定義については、「第5 要援護施設への情報伝達」参照

予防

※水防法第15条第1項第3項の施設（要援護者施設）の一覧（資料編資料51）

- (4) 市は社会福祉施設等における防災対策の充実強化の指導を行う。災害時における施設と市との情報網の整備を行う。特に、災害時要援護施設については避難情報等を伝達する確実な体制を整える。

※ 緊急通報システム

緊急通報システムは、一人暮らしの高齢者等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

一人暮らしの高齢者等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント（小型無線発信器）を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員（ボランティア等）の電話番号等関係情報を表示し、救援体制を支援している。

※ システム概要図（資料編 資料14-3）

(3) 緊急避難支援体制

市は、市社会福祉協議会、災害時要援護者の近隣住民（自主防災組織）やボランティア組織等との連携により、災害時要援護者の安全確保に係る協力体制の整備に努める。

(4) まちのノーマライゼーション化

市は、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障害者が平常時の社会参加や災害時における避難行動が容易に行えるよう、道路や建物の段差解消、車いす使用者用トイレの設置など、人にやさしいまちづくりを進める。

3 災害時要援護者専用避難所

避難所での避難生活が困難な災害時要援護者の避難所として、老人福祉センター等の福祉施設を災害時要援護者用避難所に指定し、確保する。また、社会福祉法人及び医療法人の協力により、民間社会福祉施設等を避難施設として利用できる体制を整備する。

第3 外国人支援対策

在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違いなどから生じる孤立等を防止するために、市は県と連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

- (1) 市は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- (2) 市は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
- (3) 市は、避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- (4) 市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含める。
- (5) 市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけるなど、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- (6) 市は、災害時の広報活動等に備え、通訳者など必要な人員の確保を行うとともに、情報

提供のためのマニュアルを作成する。

第4 旅行者への対策

本市には、特色ある景勝地や行楽地、ラムサール条約に指定されている伊豆沼などの観光地があり、年間約 130 万人の観光客が訪れており、災害時の旅行者の安全に配慮する必要がある。このため、市は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練を実施する。

また、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

第5 要援護者施設への情報伝達

水防法第15条第1項第3号に定める「地下街等及び主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの」とは、次に定める施設とする。

※水防法第15条第1項第3号の施設（要援護者施設）の一覧（資料編 資料5）

- 1 要援護者施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの）

次の用途に供される施設及びこれら同類と認められる施設

- (1) 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）
- (2) 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設、（母子生活支援施設を除く。）身体障害者厚生援護施設（身体障害者を収容するものに限る）、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設。
- (3) 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校

- 2 洪水情報等の伝達方法

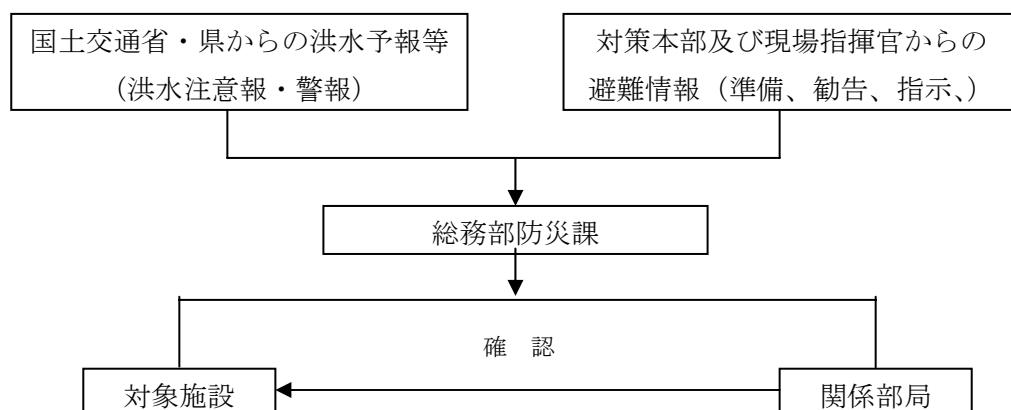
水防法第15条第2項に定める「洪水予報等の伝達方法」は、次のとおりとする。

伝達方法は電話、FAX により行う。

- (1) 伝達情報

国土交通省・県からの洪水予報等（洪水注意報、警報）及び避難情報（準備、勧告、指示）

- (2) 伝体系統



第15節 廃棄物対策

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 建設部	宮城県 廃棄物関係団体 事業者

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

大規模な災害発生後、大量に発生する廃棄物（粗大ゴミ、不燃性ゴミ、生ゴミ、し尿など）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

第2 処理体制

1 市の役割

廃棄物の処理は、環境事業所クリーンセンター及び衛生センターで行うが、処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、市は広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において適正に処理するための体制の整備に努める。

第3 主な措置内容

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行う。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。
- (2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。
- (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合を想定して、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対し、災害時に人員、資機材等の確保及び民間処理施設への受入れについて協力が得られるよう、応援協定を締結するなどの対策を講じる。

2 災害時における応急体制の確保

- (1) 大規模災害時には、建物の倒壊や焼失、炊事が困難になるなどのため、ゴミ・がれき等の発生量は、通常発生量を大幅に上回るものと推定される。また、多くの市民が住宅を失い避難所に避難するため、避難所を中心として、大量の「し尿発生量」が想定される。一方、処理施設や職員も被災し、その収集・処理能力は低下するものと想定されることから、市は、災害時において適切に対応するため、災害時における廃棄物の処理・処分に関し、「市災害時廃棄物処理計画」を作成する。

- (2) 生活ゴミや災害によって大量に発生することが想定される廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置き場及び最終処分量を含めた、広域ゴミ処理施設及び最終処分場の確保に努める。
- (3) 平常時を上回る大量のゴミ・がれき・し尿を迅速かつ効果的に処分するため、近隣市町等との相互応援協定を締結し、協力・応援体制を確立する。
- (4) 大規模災害時において市は、平常時を相当上回る大量のゴミを収集・処理しなければならない。その業務を迅速かつ適切に行うためには、平常時にも増してゴミの分別・排出抑制を徹底し、作業量を減らすことが不可欠であり、市民・事業所等の協力が重要となる。
- 特に有害ゴミ・危険ゴミの発生時点での分別が極めて重要であることが阪神・淡路大震災の大きな教訓となっていることから、広報紙や市民向け防災マニュアルの作成、その他さまざまな機会を通じ啓発に努める。

※ 除去済障害物集積場所一覧（資料編 資料31）

3 避難所の生活環境の確保

- (1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。
- (2) (1) の調達やし尿の収集処理等を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ民間の清掃・し尿処理関連業者、レンタル業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を整備する。

[災害に備えるひとづくり]

第16節 防災知識の普及

実施担当	関係機関
総務部 教育委員会 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

市は、災害時における混乱を極力防止するため、平常時から所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的に与えるなど、防災知識の普及に努める。

また、市民に対しても、自身が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努める。

第2 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

市は、災害発生時には災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会等を通じ、災害時における迅速・的確な対応ができるよう、防災意識及び知識の普及徹底を図る。

(1) 職員災害対応マニュアルの作成・配付

この防災計画の概要を示すとともに、大規模災害時における職員としての行動基準、対策項目毎の初期活動要領、防災関係機関リスト等を内容とする、職員用災害対応マニュアルを作成・配付し、その習熟の徹底を図る。

(2) 職員研修の実施

防災教育は、各部各課各機関ごとに、職場研修、国・県の研修制度等を活用し、職員の防災研修を実施するとともに、各種防災訓練への積極的参加を促進し、災害時活動の習熟の徹底を図る。

2 住民への防災知識の普及

市は、住民の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練、防災に関する講習会等を実施し、その危険性及び早期避難の重要性を周知させるとともに、最低3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等、家庭での予防・安全対策、注意報・警報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動、避難場所での行動など、防災知識の普及・啓発を図る。また、災害時における家族間の連絡体制の確保を促す。

訓練等の実施に

際しては、広報紙、ホームページ、チラシ等を活用して広く周知し、住民の積極的な参加を呼びかける。

なお、防災知識等の普及にあたっては、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、災害時要援護者に配慮する。

(1) 市民向け防災ハンドブックの作成・配布等

災害に関する一般的な解説、常日頃の心構えや災害時における心得など、各家庭や地域における防災対策のポイント等を内容とする、市民向け防災ハンドブックを作成し、配布する。併せて、ホームページにも掲載して、普及・啓発に努める。

(2) 市民向け防災イベントの開催

市は、1月15日～21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」、6月12日の「みやぎ県民防災の日」、9月1日の「防災の日」等の日に併せて各防災関係機関と連携し、防災関係施設等の見学会、講習会、起震車の体験会等の防災イベントを企画し、実施に努める。

(3) 企業等における防災教育の推進

市は、企業等と協力して、防災知識等の普及に努め、市、県及び防災関係機関の行う防災訓練時に参加を呼びかけ、防災行動力の向上を図る。また、企業自らの防災訓練を実施するよう指導する。

第3 学校等教育機関における防災教育

- 1 園長又は校長は、園児・児童・生徒の災害に関する知識が深まるよう、平常時から必要な安全教育を充実させるとともに、災害時において園児・児童・生徒が自らの安全を確保するために必要な能力・行動を身につけさせるため、防災訓練や避難訓練等を定期的実施する。
- 2 教育委員会及び社会教育関係機関は、市民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 3 市及び教育委員会は、防災教育の充実のために必要な教材・資料等を整備するとともに、指導にあたる教員等の指導力の向上に努める。

第4 市民の取組み

被害の大きさは市民の心構えや備えによって大きく異なることから、市民は被害の軽減や最小化につながるよう普段から家族内の連絡体制の確保や非常持ち出し用品の確認などを行う。

また、地域での自主防災組織の活動やボランティア活動への積極的な参加や、災害に関する正しい知識、過去の災害事例など、防災知識の習得に努める。

第17節 防災訓練の実施

実施担当	関係機関
総務部 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

市は、大規模な災害発生時に、県、防災関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動、応急対策が迅速かつ円滑に実施できるよう、また、防災意識の普及・高揚を図ることを目的として、継続的に防災訓練を行う。

なお、訓練実施後は、訓練結果について検討・評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

第2 訓練の実施及び参加

市は、大規模な災害発生に備え、市内の防災体制の確立を図るため、関係法令及びこの防災計画に基づき、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。

また、訓練実施にあたっては、市及び防災関係機関の職員のほか、地域住民、その他関係団体等の参加、協力を得る。

1 総合防災訓練

市は、毎年、6月12日（みやぎ県民防災の日）及び9月1日（防災の日）等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、災害時要援護者への配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。また、訓練実施後は、訓練結果について検討・評価を行う。

訓練内容	
① 災害対策本部運用訓練	⑧ 危険物事故処理訓練
② 職員招集訓練	⑨ 避難訓練
③ 通信情報訓練	⑩ 救出救護訓練
④ 広報訓練	⑪ 警備、交通規制訓練
⑤ 火災防ぎょ訓練	⑫ 炊出し、給水訓練
⑥ 緊急輸送訓練	⑬ 自衛隊災害派遣要請訓練
⑦ 公共施設復旧訓練	⑭ その他

2 水防訓練の実施

水防訓練の実施は、概ね年1回とし、7月から8月までの間で実施する。訓練内容の項目は以下に示すとおりである。

訓 練 内 容	
① 観測訓練（水位、雨量等）	⑥ 広報訓練
② 通報訓練（電話、無線伝達）	⑦ 避難及び立退き訓練（危険区域住民の避難）
③ 動員訓練（消防団の動員、地域住民の応援）	⑧ 樋門等操作訓練
④ 工法訓練（各種水防工法）	⑨ その他必要な訓練
⑤ 輸送訓練（資材、機材、人員）	

3 災害対策本部設置・運営訓練等

災害対策本部の設置など、非常配備体制の整備を図ることを目的として、職員の参集、動員配備及び情報の収集、伝達、対応指示命令等を内容とする災害対策本部（支部）設置・運営訓練を実施する。特に、勤務時間外の災害発生を想定し、職員を迅速かつ確実に招集できるよう勤務時間外の招集訓練を実施する。

4 図上訓練

災害時における人員、資機材等の動員体制を事前に把握し、計画的に整備するため、あらかじめ想定した災害の進行を図上に再現し、それぞれの災害様態に応じた対策及び処置を円滑に行うことができるよう、図上訓練を実施する。

5 消防訓練

消防機関の出動、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練を適宜実施する。特に烈風時を想定した住宅密集地等の火災防ぎょ訓練や林野火災防ぎょ訓練等を実施する。

6 自主防災訓練

地域住民が主体となって、避難の指示や誘導、情報の伝達、初期消火や救出救護方法などについて、防災訓練を実施する。訓練は、行政区や自主防災組織等を単位とするもの、複数の組織の連合若しくは学区を単位とするものなど、地域の事情に合わせて実施する。

なお、訓練に際しては、災害時要援護者への配慮やボランティア活動も想定して実施するよう努める。

第3 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上、定期的に防災訓練を行い、あるいは市や県の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては、次の事項に配慮する。

- ① 関係各機関、一般住民等と連携、協力しながら行う。
- ② 災害時要援護者に配慮するなどできるだけ実践的な内容とする。
- ③ 訓練結果について、事後に検討を行う。

第18節 自主防災組織の育成

実施担当	関係機関
総務部 消防本部	宮城県 防災関係機関 佐沼警察署 登米警察署

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、市は、地域住民及び事業所等による自主防災組織等の育成・指導に努める。

第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての事柄に行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に、あらかじめ災害時要援護者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動にあたって

大規模な災害発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識の基に行動することが必要である。また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第3 自主防災組織の育成・指導

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取組むとともに、現在活動している自主防災組織の育成及び組織の拡充に努める。

- 市は、行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織を育成する。 ※ 自主防災組織の現状（資料編 資料17-3）
- 市は、県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。
- 市は、自主防災組織の円滑な活動を推進するため、防災資機材の配備について考慮する。
- 市は、地域の自主防災組織の連携強化を図るため、防災関係機関と協力し、自主防災組織連絡協議会の設置について検討する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

ア 防災訓練への参加

災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう市や県などが実施する防災訓練に参加する。

イ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、講習会等を開催して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ウ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

エ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

オ 救出・救護訓練の実施

建物の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については平常時から点検を実施し、災害時の早急な使用に耐えるように保管するとともに、使用方法の習得に努める。

2 災害発生時における活動の習得

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、市や防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

ア 地域内の被害情報の収集方法

イ 連絡をとる相手（市、防災関係機関）

ウ 相手（市、防災関係機関）との連絡方法

エ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合には、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるため、あらかじめ役割分担と利用方法を決めておく。

(3) 救出・救護活動の実施

自主防災組織は、建物の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施することになる。また、自主防災組織では救出が難しい者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行うことになる。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、病院等医療機関へ搬送することになる。

このため、地域毎に災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

(4) 避難の実施

市長の避難勧告、避難指示又は警察官等から避難指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する必要がある。

このため、避難の実施にあたっては、次の点に留意しながら訓練を行う。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

① 市街地 …………… 火災、落下物、危険物

② 山間部、起伏の多いところ …………… がけ崩れ、地すべり

イ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。

ウ 高齢者、乳幼児、障害者等の災害時要援護者やその他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力の基に避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要になってくる。

これらの活動を円滑に行うには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織も炊出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力することになるので、給食・救援物資の配布等の役割分担をあらかじめ決め、訓練を行う。

第19節 企業等の防災対策の推進

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

企業各々の防災対策は、地域防災力の向上につながると考えられるため、市及び防災関係機関は、防災訓練等の機会をとらえ、企業等に訓練への参加等と呼びかける。

また、企業等は自らも防災訓練を積極的に実施する。

第2 企業等の役割

企業等は、大規模な災害の発生の際には組織自らが被害を受ける恐れがあることから、企業各々の防災対策は重要である。また、その社会的使命を考えると、地域における防災上の役割は大きいと考えられる。

企業等は、自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で非常に重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、概ね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災、その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設防水化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力

第20節 災害種別毎予防対策

実施担当	関係機関
総務部 消防本部 産業経済部 建設部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 火災予防対策

1 目的

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、市、県及び防災関係機関は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努める。

2 現況

本市における過去の火災の出火原因は、たき火、タバコ、火入れ、放火、放火の疑い、コンロ等となっている。このことから、たき火、火入れの指導強化、日常生活における火気取扱の安全確保等、地域ぐるみの防火意識の高揚を図り、指導を強化していく。

3 情報の収集・伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

4 防災活動の促進

出火要因としてはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災も起こっている。

このため、市及び消防機関は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱い方法の周知を図り、出火の抑制に努める。

(2) 住民への指導強化

世帯構成が、核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季・秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、防災意識の高揚を図る。

(3) 出火防止のための査察指導

市及び消防機関は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会の多い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、幼少年消防クラブ及び婦人防火クラブの結成と育成について指導する。

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限にとどめるためには、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

5 消防組織の充実強化

複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充を図る。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。さらに、火災による人的、物的損害を最小限にとどめるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

6 消防力の強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、市は、消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を積極的に進める。

なお、市は、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽を整備するとともに、自然水利、プール、ため池等を消防水利としての活用ができるよう整備を促進する。

7 消防団の育成

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等を始めとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。

このため、市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- (1) 消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、ひいては消防団への参加・協力の環境づくりを推進する。
- (2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団員の確保に努めるとともに、消防団拠点施設の改築・整備及び機械器具等の更新並びに消防団員の制服や活動服の導入等の改善を図り、入団の促進に努める。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

- (3) 市は、施設・設備の充実に努め、場合によっては県に財政援助を要請する。

8 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、登米市火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大きく、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行う。

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守にあたっては巡視点検による不良個所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良個所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行う。

(3) 消防用設備等の設置・普及

火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努めるとともに、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

9 消防計画の充実強化

市は、消防組織法に基づいて、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行うための登米市消防計画について、組織・施設の整備拡充等の見直しを図る。

- (1) 消防力等の整備及び点検
- (2) 災害に対処する消防地理、危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察、その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

10 その他の予防対策

上記以外の予防対策については、前節までの各予防対策を準用する。

第2 林野火災予防対策

1 目的

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、一旦大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

2 現況

本市における森林面積は、22,229.18ha で、市域面積の約 41% を占めている。森林面積の内訳は、国有林、2,660.65ha、県有林 1,001.29ha、市有林 2,593.05ha、私有林 15,974.19ha となっている。市内においては近年、林野火災の発生は見えていないが、各地で発生している林野火災の原因の多くは、たき火、タバコ等の不始末による失火となっている。そのため、入山者が多くなる季節には、十分な注意が必要である。

3 事前警戒措置

(1) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

(2) たき火等の制限

ア 市長は気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

イ 市長は、消防法第 22 条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は林野火災が発生すれば大きな災害を招く恐れがあると認めるときは、市域内に在る者に対し、火の使用を制限する。

4 広報宣伝の充実

市及び関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発令等林野火災の発生する恐れがあるときは、広報、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

(1) 山火事防止強調月間の設定

春の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

(2) 林野火災予防の推進

市及び関係機関は、相互の連携強化を図りつつ、林野火災に対する市民の関心を喚起し、林野火災予防のため、強力に運動を推進する。

(3) ポスター、標識板等の設置

屋内外、交通機関、駅、登山口、林道及び作業道等の入り口へポスター、標識板、立看板、警報旗、懸垂幕等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。

(4) 報道機関等による啓発・宣伝

火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、公民館等公共施設、学校等の協力を得て、新聞及び市並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載、ポスターの掲示等により、啓発・宣伝を行う。

(5) チラシ、パンフレット等の配布

啓発・宣伝の一環として、チラシ、パンフレット、ステッカー等を作成して配布する。

(6) 学校教育による防火思想の普及

自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

5 森林等の管理、整備

森林の所有者又は管理者等は、防火線や防火樹帯の作設、自然水利の活用等による防火用水の確保、その他の林野火災予防上の措置を講じる。

(1) 林道（防火道）の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

(2) 防火用水施設の整備

自然水利を利用して防火用水の確保に努めるとともに、既存のえん堤等を利用して付近に貯水施設を設ける。

(3) 防火線の整備

森林区画・尾根等に立地条件、気象条件を配慮した防火線を布設し、その維持を図る。

(4) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

(5) 森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行う。

6 防ぎよ資機材の備蓄

市及び関係機関は、林野火災に迅速に対応蓄するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

7 巡視・監視体制の徹底

3月上旬から5月上旬の山火事危険期に、市山火事巡視員による山火事監視を実施する。

8 防災活動の促進

市及び関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎよ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動機能の強化・充実を図る。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

(2) 住民への指導強化

(3) 出火防止のための査察指導

(4) 初期消火体制の強化

9 林野火災特別地域の指定

市は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けておく。

第3 危険物等災害予防対策

1 目的

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼす恐れがある。

このため、市消防本部は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進する。また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。

2 災害予防措置等

(1) 危険物施設

市消防本部は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。

ア 安全指導の強化

市消防本部は、危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

イ 施設の基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、市消防本部は、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

ウ 自衛消防組織等の育成

市消防本部は、事業所における自衛消防組織等の結成及び育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

エ 広報・啓発の推進

市消防本部は、危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び市民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

オ 防災用資機材の整備

市消防本部は、複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

※ 危険物規制対象施設数 (資料編 資料 19-2)

(2) 高圧ガス施設

高圧ガス製造者・販売業者等の事業者は、法令の技術上の基準を遵守し、平常時から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、災害時における連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

※ 高圧ガス関係事業所数 (資料編 資料 19-3)

(3) 火薬類製造施設等

火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法を遵守し、平常時から火薬類製造施設、火薬庫等の定期自主検査等を実施するなど、施設の点検・維持管理に努めるとともに、災害時における連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。なお、警察は安全性の確保のため、火薬類を取扱う製造業者、販売業者及び消費者等に対して、関係機関・団体と協力して取締りを行う。

※ 火薬類関係事業所数 (資料編 資料 19-4)

(4) 毒物・劇物貯蔵施設

市は、運搬する上で規制を受ける毒物・劇物（39種類）に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1m³以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設を把握しておく。

また、警察は安全性の確保のため、毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して取締りを行う。

(5) 事業所の予防措置

事業所の管理者等は、危険物等の保安管理を確実に実施するため、危険物取扱者、危険物保安監督者、火薬類取扱保安責任者を選任し、取扱い作業等の保安監督を行わせるとともに、次に掲げる措置を講じる。

ア 自主防災体制の確立

イ 保安検査

ウ 防災設備の点検・維持管理

エ 防災教育の徹底

オ 緊急時における迅速、確実な状況把握及び関係機関に対する早期通報体制の確立

カ 緊急時における周辺住民に対する広報、避難誘導體制の確立

キ 防災マニュアルの整備

(6) 市、消防本部の措置

ア 市

a 市長は、危険物等の保安取締りを実施する必要があると認めたときは、関係機関に連絡し、必要な措置を要請する。

b 市長は、危険物、火薬類、高圧ガス等の防災対策を実施するため必要と認める場合は、消防本部、消防署、警察署及び県と相互に情報を交換する。

イ 消防本部

a 市消防本部は、危険物施設等について、位置、設備、構造及び管理状況の関係法令への適合状況並びに火災の危険性の有無について検査を実施し、改善等の指導を行う。

b 市消防本部は、危険物取扱者等関係者に対する講習会、研修会等を開催し、法令の説明、危険物の貯蔵取扱い等、適正な保守管理について指導する。

c 市消防本部は、火災予防条例の趣旨の徹底を図る。

d その他、災害予防に対する措置を徹底する。

第4 鉄道災害予防対策

1 目的

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招きかねないので、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

2 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険個所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

(2) 職員の配備体制

各体制に基づき関係職員の配置体制をとる。

(3) 関係機関相互の応援体制

関係機関及び協力会社との連絡を緊密にする。

(4) 避難誘導體制

災害発生時、駅のコンコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

(5) 防災訓練の実施

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

ア 非常呼出訓練

イ 避難誘導訓練

ウ 消火訓練

エ 脱線復旧訓練

オ その他

第5 道路災害予防対策

1 目的

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

2 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、災害対策上必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

(2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、補強に努めるとともに、電線共同溝などの整備に努める。

なお、県は、災害防止にあたり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を進め、これらを有機的に運用するための災害情報システムの構築を図り、市はこれに協力する。

3 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

4 防災関係機関相互の応援体制

(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(2) 知事に対して自衛隊への派遣要請の依頼が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

5 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より相互の連携強化を図る。

6 緊急輸送活動

(1) 佐沼警察署、登米警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、佐沼警察署、登米警察署は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

(2) 佐沼警察署、登米警察署は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者のとるべき措置等について周知を図る。

7 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

予防

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

8 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

9 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の啓蒙普及を図る。